

文京区補助金等チェックシート（予算化・制度設計用）

所属 区民部経済課緊急経済対策担当

問合せ先 03 - 5803 - 1985

1 補助金の名称等

7年度調査

補 助 金 の 名 称	定額減税補足給付金(不足額給付)									
根 拠 規 定 等	令和6年度文京区定額減税補足給付金(調整給付)支給事務実施要綱 ※国から詳細が示され次第改定予定									
創 設 年 月	令和	7	年	5	月	経過年数 〔自動計算〕		終了予定年月	令和7年12月	
見 直 し 年 月	令和		年		月	経過年数 〔自動計算〕				
見 直 し の 内 容										
予 算 科 目	款	項		目		大 事 業		中 事 業		計画事業番号
	4産業経済費	1商工費		6臨時特別給付金事業		1定額減税補足給付金		1定額減税補足給付金		
補 助 金 の 種 別	☐ 奨励的補助 ☐ 施設運営補助 ☒ 扶助的補助 ☐ 投資的補助 ☐ 利子補給									

2 補助金の概要

補助金の概要							
補助目的		物価高騰の原価の状況に鑑み、定額減税の恩恵を十分に受けられないと見込まれる所得水準の者等を支援する。					
補助事業等の内容		令和6年分所得税及び定額減税の実績額等が確定したのちに、本来給付すべき所要額と当初調整給付額との間で差額が生じた者に、当該差額を給付する。					
補助対象経費の内容		令和6年分所得税及び定額減税の実績額等が確定したのちに、本来給付すべき所要額と当初調整給付額との間で差額が生じた者に、当該差額を給付する。					
補助事業者等		☒ 区民 ☐ 地域活動団体 ☐ NPO(特定非営利活動団体) ☐ 事業者 ☐ その他 [特定の相手方に補助している場合は具体的に記入]					
補助金の算出		☐ 定率 { 補助率 } ☐ 定額 { 補助額 } ☐ 補助単価 { 補助単価 単位 } ☒ その他 [その他の場合は具体的に記入]					
		定額減税の実績額と調整給付支給額の差額(1万円単位に切り上げ)を支給する。					
		[定額又は補助単価の場合は金額設定の考え方を具体的に記入]					
公募の状況		区報、区ホームページ・区設掲示板等により周知する。					
実績報告書時における使途の確認方法		☐ 領収書 ☐ 契約書 ☐ 決算書 ☐ 成果物 ☒ その他 { なし }					
補助・単独の状況		☒ 区単独	負担割合	区	国	都	補助対象者
		☐ 補助(区上乗せ無し)	上乗せの内容・理由				
		☐ 補助(区上乗せ有り)					

3 補助金の交付の適否に関する基準〔○:適合、△:適合しているが課題あり、×:不適合、-:非該当〕

項目	内 容	判定	判定の理由
必要性 (公益性)	補助事業等が、社会情勢や区民ニーズに適合しているか	○	物価高騰の影響を受ける低所得者の支援のために必要な事業である。
	「文の京」総合戦略、個別計画等の区の政策に適合しているか	-	
	区と区民等の役割分担の中で、区が補助すべき事業であるか	○	物価高騰の影響を受ける低所得者の支援のために区が補助する必要がある。
	実施しなかった場合に大きなマイナスの影響が生じるか	○	物価高騰の影響を受ける低所得者に大きな影響が生じる。
公平性	補助要件に該当する補助事業者等であれば、誰でも補助金の申請をする機会が確保されているか	○	対象者に書類を送付することで、申請する機会が確保されている。
	交付先は適正な手続きによって決定されているか	○	交付に当たり、要綱を定め、公正な手続き、要件を具備した場合に交付を決定する。
効率性 (有効性)	補助金の交付以外の代替策はないか	○	直接的な支援を実施するためには補助金交付が効果的である。
	補助金額に見合う具体的効果が認められるか	○	物価高騰の影響を受ける低所得者の負担関係減の効果が認められる。
	事業実施の効果が広く区民に還元されているか	○	不格好等の影響を受ける低所得者に効果が還元される。
適正性 (適格性) (妥当性) ※個人等の補助金については不要	法令等に抵触していないか		
	事業の内容が補助目的と合致しているか		
	会計処理や補助金の使途が適正か		

4 交付実績

(件、千円)

項目	7年度(予算)			
交付(見込み)件数	9,000			
決算(予算)額	352,280			
国庫支出金				
都支出金	352,280			
その他				
一般財源	0			
年度補助事業等の状況 (交付団体名、成果等)				

5 課題及び今後の方向性

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した事業であるため、給付対象となる方へ正確かつ迅速に給付を行う必要がある。書類発送後一定期間経過後も申請がない方への勧奨通知を送付することなどにより、給付率の向上を図る。